

憲法をくらしと行政にいかす 21世紀国公大運動

「総対話MAP運動 2010」

地方議会請願・意見書採択の手引き



2010年6月
日本国家公務員労働組合連合会（国公労連）

地方議会請願・意見書採択の手引き

はじめに

民主党政権が「地域主権改革」の名のもとに策定する「地域主権戦略大綱」は、「義務付け・枠付け」の見直し、「ひも付き補助金」の廃止と一括交付金化、国の出先機関改革を目玉としています。

5月21日と24日に開催された出先機関改革の「公開討議」では、原則廃止を前提にその例外基準をどのように定めるのか説明を求める地方自治体側と、国が果たすべき責任を前提に説明を行う関係府省側との立場の違いが鮮明にあらわれました。

地方・地域で国民の「安心・安全」を確保するためには、住民生活に不可欠な公共サービスを全国で提供している国の出先機関の体制を拡充し、組合員のみなさんをはじめそこではたらく労働者の知識や経験などを活かすべきです。

そのためには、「地域主権改革」の流れに対抗する世論の後押しが必要であり、とりわけ地方からの声を大きく国政に寄せていくことが重要となります。

こうした観点から、夏季闘争方針は「総対話MAP運動2010」を提起し、これまでとりくんできた市民対話集会、行政相談、国会議員や自治体などとの懇談・要請、宣伝などをさらに発展させるとともに、地方議会の意見書採択を最重点にとりくむこととしています。

各県・ブロック国公、各単組ではこの手引きを参考に、地方議会の意見書採択を求めるとりくみを具体化・発展させてください。

1. とりくみの段階・手順

地方議会請願（陳情）・意見書採択の段階・手順は以下のとおりです。

- ①対象と分担の具体化
- ②議事日程などの確認
- ③アポ取りと説明
- ④会期中などの対応

2. とりくみの具体化

とりくみの段階ごとに留意すべき事項は以下のとおりです。時期的なことは、9月議会でのとりくみを前提に記しています。

請願のとりくみを中心に記載していますが、意見書採択は陳情による採択も可能です。その場合、自治体によって対応が異なることがありますので、地方議会事務局との事前調整を行い、請願と陳情のどちらかを選択してとりくんでください。

①対象と分担の具体化

7月下旬までに対象市町村と分担を具体化しよう！

1)早いところでは、8月下旬から9月議会がはじまります。

- 2) 意見書の採択にかかる審議は会期中盤以降に行われる場合が多いですが、請願（陳情）の受付は会期序盤又は会期前の場合が多いです。
- 3) 陳情でも地方自治法第99条にもとづく意見書を採択・送付する自治体はありますが、基本的には請願となります。
- 4) 請願書には紹介議員の記名・押印が必要です。
- 5) ゆえに、開会までの間に、採択の見込みが十分となるだけの会派への説明・了解をとりつけ、紹介議員を確定しておく必要があります。
- 6) 複数会派への説明・了解には1ヶ月程度の期間が必要です。

出先機関所在市町村を重点にとりくもう！

- 1) 全ての市町村から意見書を提出してもらうことが最良ですが、行動量的には無理かもしれません。まずは、各県国公における出先機関所在の市町村を抽出しましょう。
注) 出先機関所在市町村すべてへの請願（陳情）も難しければ、その中でも比較的の理解を示しやすいと思われる市町村を重点とすることも考えられます。
例) 財政困難な市町村、職務などで日頃から地元との付き合いが深い市町村など
- 注) 周辺自治体議会の動向を気にする傾向がありますので、広域連合などの協力関係にある自治体は同時にとりくむことが望ましいと考えられます。
- 2) 誰（どこの単組）がどの市町村を担当するのか分担を具体化しましょう。できれば1市町村ごとに複数単組のチームを構成することが望ましいです。

②議事日程などの確認

7月下旬から議会事務局へ電話をしよう！

- 1) 議会事務局に電話をして以下のことを確認します。
 - a) 会期はいつからいつまでか？
 - b) 意見書採択の方法は請願のみか？陳情でも可能か？
 - c) 請願（陳情）書の受付期日はいつか？
 - d) 意見書採択の場は本会議のみか？・委員会のみか？委員会→本会議か？
 - e) 採択の方法は全会一致か？多数決か？
 - f) 委員会への附託の場合、その委員会名は？
 - g) 意見書採択に係る審議はいつ頃行われるか？
 - h) 請願（陳情）書の様式は？
 - i) 紹介議員の要否は？要の場合の人数は？陳情の場合は？
 - j) 傍聴は可能か？可能な場合の手続き方法は？
 - k) その他に留意すべき事項があるか？
- 2) 上記1)のd), f), i)とも関連しますが、以下のことも確認します。
 - l) 議長、副議長、委員会委員長、委員会副委員長の氏名、会派、連絡先と改選予定の有無（有の場合はその時期）
 - m) 全会派の会派名、所属議員数、代表者名、連絡先

③アポ取りと説明

意見書採択に向け各会派からの賛同をとりつけよう！

- 1) 各会派への賛同要請は以下の手順で行います。
 - a) まずは協力的な会派を訪問し、意見書採択には、どの会派にどういう順番で了解を取り付け

る必要があるかなどを確認します。

注) 請願書への紹介議員の記名・捺印には、当該議員所属会派の規模に応じた記入順序に配慮が必要です。

b) 次に、議長、副議長への（委員会に附託される場合は委員会委員長、委員会副委員長へも）

賛同要請をしましょう。その際に所属会派への要請の取り次ぎもお願いしましょう。

c) 上記 a), b) を踏まえ、各会派への賛同要請をしましょう。

2) 各会派への賛同要請の際には以下に留意しましょう。

d) 要請の際には、争議支援などで共同している民間労組・民間団体の同行を追求しましょう。

注) 地元民間人も同席していることが、会派の賛同を取り付けるうえで大きな力となります。

e) また、次世代役員をになう若手組合員の同行も追求しましょう。

注) 自らの仕事を自らの口で他者に説明することは大きな糧となり、組織強化・拡大につながります。

f) 各会派が賛同するかどうかを判断する際に、請願（陳情）内容の修正を求められる場合がありますが、趣旨を逸脱しない範囲で柔軟に対応しましょう。

g) 請願を予定し、各会派への賛同を求めたにもかかわらず紹介議員を得られなかった場合には、陳情に切り替えましょう。

h) 陳情でも、賛同議員の取り扱いについて自治体によってことなる場合がありますので、議会事務局と事前確認をしましょう。

④会期中などの対応

a) 会期中に各会派から日時を指定して再度説明を求められることあがりますので、いつでも誰かが対応できるよう、体制を確立しておきましょう。

b) 議会によっては不採択となったものと同趣旨の請願（陳情）は、以降受け付けないという対応をとするところもありますので、そうした議会に対しては採決前に請願（陳情）を取り下げるなどの対応をはかりましょう。

c) 多くの議会では審議を公開し傍聴を認めていますので、可能な限り傍聴しましょう。

注) 請願（陳情）人の傍聴は、それを意識した議論を引き出す効果があります。

d) 請願（陳情）が継続審議となった場合には、議会事務局に次の審議日程を確認し、必要な対応をとりましょう。

注) 次回審議までの間に当該議会の議員選挙が行われる場合には、自動的に廃案扱いとなる議会もありますので、その点も合わせて確認しましょう。

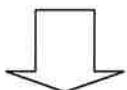
自治体決議の取り組み方



地方自治体の議会は、「意見書」を国会や
関係行政庁に提出することが出来ます。
(地方自治法第 99 条)

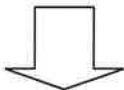
議会事務局に電話をして、議会の日程や請願（陳情）の手続きについて確認

- ・議会の日程は、一般に年4回 3月（2月）、6月、9月、12月。
- ・自治体によって、請願、特に陳情の手続き等が異なる場合もありますので、議会事務局によく確認すること。
- ・議員名簿や請願の提出期限も確認。（議会事務所へ行く）



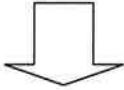
「意見書」の提出を求める請願書（または陳情書）を作成

- ・意見書（案）は、できるだけ、地域の実情を盛り込んで作成する。



議員に対して、請願に賛同して紹介議員になってくれるよう要請

- ・できるだけ全会派に要請する。地域の実態を訴える。



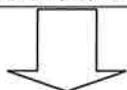
紹介議員が請願を議会に提出

（陳情の場合は、紹介議員は不要）

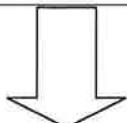
（陳情でも、賛同する議員が議会に提出するなど地方議会に
よって異なる場合もあるので注意が必要）

議会の常任委員会などで請願を審議

各委員に要請する



本会議で請願を議決（採択・不採択）



採択

「意見書」を議長名で関係行政庁に提出

内閣総理大臣、
厚生労働大臣、
財務大臣、総務大臣など・・・

地方議会での意見書採択を求めるとりくみ

成功の5つのポイント

1. 立ち上がり早く動こう

「9月議会」とは言っても、実際には8月に開会する議会も相当あります。請願締め切りは多くの議会で開会前。あつという間に時間に追われることになります。早めに準備を開始しましょう。

2. 単組の役割を明確にしよう

地方分権・道州制が、住民や地域経済にどのような影響を及ぼすか、具体的に説明することが大切です。県・地区国公役員とはいえ、自分の所属する分野以外の説明は困難です。国公職場の存在するすべての議会が対象ですから、全分会が動かないと成功しないとりくみです。したがって、単組の果たす役割がきわめて重要になります。単組本部・地方組織の役割發揮が結果を左右します。

3. 好意的な会派と議会事務局を味方につけよう

社民党や共産党などの野党会派があれば、真っ先に要請しましょう。たくさんの協力が得られます。

- ・請願の方法を教えてくれる
- ・議会各会派の動向（請願に対して予想される反応）を教えてくれる
- ・「この議員をおさえれば会派ごと賛同する」など勢力地図がわかる
- ・審議状況を教えてくれる
- ・最終盤での「取り下げた方がいい」判断の助言がもらえる
- ・場合によっては、議員が各会派を説得し、紹介議員まで確保してくれる

議会事務局も、まず間違いないくらいに対応し、さまざまなアドバイスを与えてくれます。事務局担当者と仲良くなろう。

4. 役員の成長につなげよう

議会に何度も足を運んだり、手間のかかるとりくみです。一人で抱え込むと、その大変さに、すぐに嫌気がさしてしまいます。毎日請願のことが頭から離れず、精神的にまいってしまいま多くの組合員が参加して、話し合いながらすすめることができます。

このことが役員を育てることにつながります。

5. 支部・分会組合員に知らせよう

議会でどのように議論され、どの会派・議員がどんな発言をしているかをニュース等で組合員に知らせましょう。組合運動が身近になって、政治的関心も高まります。地方議会をリアルタイムで監視するとりくみにしましょう。

<地方議会への要請書ひな型>

2010年○月○日

住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める請願（陳情）書（案）

○○県議会議長 ○○ ○○殿
○○市町村議会議長 ○○ ○○殿

○○県国家公務員労働組合共闘会議
議長 ○○ ○○

請願（陳情）趣旨

雇用問題を始め、医療・年金・貧困など様々な社会不安が増大している今、国・地方行政の役割が重要となっています。国民・住民の安心・安全を守るために、行政サービスを拡充することが求められており、公務員の果たすべき役割は増しています。

こうした中、一律的な公務員の定員削減を行うべきではなく、セーフティーネットを再構築するため、公務職場に必要な人員を確保することが必要です。

また、「地域主権改革」の名のもとに、国が直接責任を持って行う行政サービスを放棄し、地方支分部局の原則廃止を行おうとしています。このことは、単に公務員を減らし、地方自治体に国の責任を押しつけるだけでなく、「地域住民が自らの判断と責任において、地域の諸課題に取り組む」として自己責任を強要するものです。さらに、ひも付き補助金の一括交付金化は、地方自治体による使途の自由度が拡大されるとしています。社会保障・義務教育費関係については、全国画一的な保険・現金給付に対するものは対象外とすることが検討されていますが、ひも付き補助金の大半を社会保障費・義務教育費が占めています。国家財政難の中で、社会保障・教育の予算が削られる可能性は否定できません。ナショナルミニマムに対する国の責任放棄は許されません。

独立行政法人は、地域医療で重要な役割を果たしている国立病院や産業活動の基礎・基盤となる試験・研究機関など多種・多様な事業を行い、国民生活および社会経済の安定等を公共上の見地から支えています。政府は、独立行政法人のゼロベースの見直しで原則廃止を強行しようとしています。独立行政法人の廃止は、公共性の高い行政サービスを提供しているだけに、国民生活や社会経済に多大な影響を及ぼすことは必至です。

つきましては、以下の項目について、国に対して要請していただくようお願い致します。

請願（陳情）項目

- 1、「地域主権改革」の名の下に、国の責任放棄によって行政サービスの低下を招くことのないようにしてください。
- 2、国の出先機関改革にあたっては、廃止、地方移管を前提としないでください。
- 3、住民の安心・安全を支える行政の拡充をはかるため必要な人員を確保してください。
- 4、独立行政法人の組織および事業の廃止、民営化等を行わないでください。
- 5、（地域に実情に応じた課題を入れること）

以上

<地方議会の意見書のひな型>

住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める意見書（案）

雇用問題を始め、医療・年金・貧困など様々な社会不安が増大している今、国の役割が重要となっています。国民・住民の安心・安全を守るために、行政体制を拡充することが求められており、公務員の果たすべき役割は拡大しています。

しかし、日本の公務員数は、先進諸国と比較して著しく低い水準にあることは周知の事実です。さらに、国家公務員には連年の定員削減と行政改革推進法による定員純減の施策が行われ、公務職場は慢性的な人員不足で行政サービスに支障をきたしています。安心・安全のセーフティーネットを再構築するため、公務職場に必要な人員を確保することが必要です。

また、「地域主権改革」の名のもと、国は直接責任を持って行う行政サービスを放棄し、地方支分部局の原則廃止を行おうとしています。このことは、単に公務員を減らし、地方自治体に国の責任を押しつけるだけでなく、「地域住民が自らの判断と責任において、地域の諸課題に取り組む」として自己責任を強要するものです。さらに、ひも付き補助金の一括交付金化は、地方自治体による使途の自由度が拡大されるとしています。社会保障・義務教育費関係については、全国画一的な保険・現金給付に対するものは対象外とすることが検討されていますが、ひも付き補助金の大半を社会保障費・義務教育費が占めています。国家財政難の中で、社会保障・教育関連の予算が削られる可能性は否定できません。本来、国が果たすべき全国的な最低基準・保障の行政サービスさえも滞ってしまう恐れがあり、住民生活に支障を来すばかりか、地域間格差をいつそう拡大してしまいます。

独立行政法人の原則廃止を前提にした抜本的見直しも、国に代わって国民生活や社会経済の安定等を公共上の見地から行ってきた行政サービスに支障をきたすことが危惧されます。

国家公務員の定員削減計画や国の出先機関および独立行政法人の原則廃止・地方移管・民営化等を行わず、行政サービスを拡充するよう求めます。

つきましては、下記の事項の実現を要望します。

記

- 1、「地域主権改革」の名の下に、国の責任放棄によって行政サービスの低下を招くことのないようすること。
- 2、国の出先機関改革にあたっては、廃止、地方移管を前提としないこと。
- 3、住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充をはかるため必要な人員を確保すること。
- 4、独立行政法人の組織および事業の廃止、民営化等を行わないこと。
- 5、（地域に応じた課題）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇議会

衆議院議長〇〇〇〇殿

参議院議長〇〇〇〇殿

内閣総理大臣〇〇〇〇殿

財務大臣〇〇〇〇殿

総務大臣〇〇〇〇殿

少ない日本の国家公務員数と公務員人件費

官製ワーキングプアが増大

国の行政機関

この数年で公務員数80万人から31万人に激減
官製ワーキングプアの非常勤職員14万3千人

行政機関 80.7万人													独立行政法人	特殊法人	民営化
治安	国税	社保・労働	河川・道路・港湾等	防衛(除く自衛官)	食糧・農林統計等	登記等	その他	国有林野	郵政現業	造幣・印刷	国立病院等	立学校			
2003年3月 6.2万人	5.6万人	4.1万人	3.0万人	2.4万人	2.0万人	1.2万人	8.5万人	0.6万人	28.6万人	0.7万人	4.4万人	13.4万人	1.9万人	26.1万人	J J R R 西日本(3.9)(2.2)(7.5)東日本

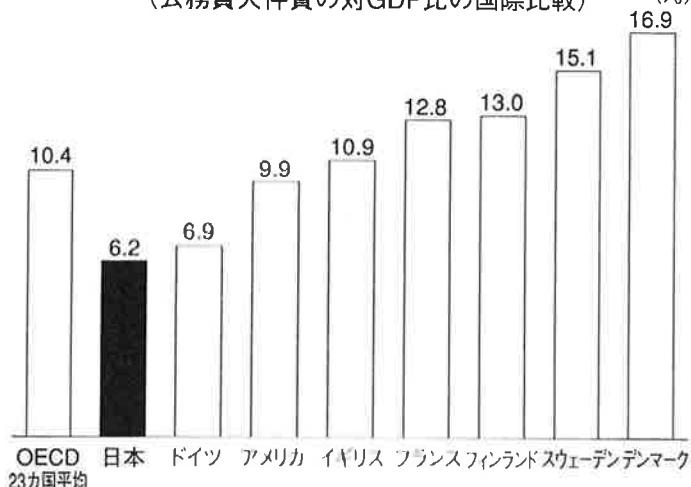
行政機関 31万人													独立行政法人人等(非公務員)	特殊法人(非公務員)	民営化等
治安	国税	河川・道路・港湾等	防衛(除く自衛官)	労働	食糧・農林統計等	登記等	その他	国有林野	国立大学法人等(非公務員)	独立行政法人人等(公務員・非公務員)					
2010年3月 6.6万人	5.6万人	2.7万人	2.2万人	2.2万人	1.4万人	1.0万人	8.7万人	0.5万人	12.9万人	13.3万人	31.5万人	2.1	○ 廃止	○ 民間法人化	○ 完全民営化

官製ワーキングプア

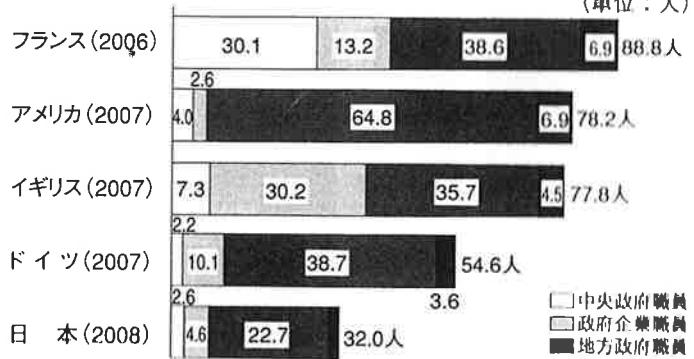
非常勤職員 14万3008人
(2008年7月1日)

※多くは年収200万円以下 最長3年で雇い止め

OECD諸国の中で日本の公務員人件費は最低
(公務員人件費の対GDP比の国際比較)



人口千人当たりの公的部門における職員数の国際比較
(単位: 人)



(注) 1. 国名右の()は、データ年度を示す。

2. 日本の「政府企業職員」には、独立行政法人(特定及び非特定)、国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人及び国有林野事業の職員を計上。

3. 日本の数値において、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人及び軍人・国防職員以外は、非常勤職員を含む。

資料：総務省資料

(注) 1. OECDの最新統計で、公的部門の人件費とGDP費が分かっている23カ国の2007年のデータをもとに国公労連が作成。日本は23カ国中、最低の数字。

2. 日本の場合、公的部門には常勤・非常勤の国家公務員と地方公務員だけでなく、独立行政法人や国立大学法人など公的法人の職員も含まれる。

資料：OECDの各国データ（2007年）

地域向け国庫補助金等の総額と内訳

大部分は社会保障費・教育費が占めている

《2009年度 19.5兆円》			
社会保障(12.9兆円)	文教・科学振興(2兆円)	公共事業(3.8兆円)	その他

《2010年度 21兆円》			
社会保障(14.8兆円)	文教・科学振興(2.3兆円)	公共事業(3.1兆円)	その他

一括交付金の対象・括り方(イメージ)

1、一括交付金の対象

		社会保障	義務教育	その他
経常	現金給付	生活保護、子ども手当など	要保護児童生徒援助など	
	保険	高齢者医療、国保、介護保険など		
	サービス	障害者福祉、母子保健など	義務教育国庫負担金など	農林業振興など
投資		医療施設、保育所など	安全・安心な学校づくり交付金など	社会資本整備総合交付金、農村漁村地域整備交付金など

↓ 財政難の中で、一括交付金化された場合

2、一括交付金の括り方（どんなことが起こり得るか）

		子ども分野	障害者分野	公共事業分野
経常		①	③	
投資		②		④

* 地域主権戦略会議では、社会保障・義務教育関係について、全国画一的な保険(国保等)・現金給付(子ども手当等)は一括交付金の対象外として検討されていますが、下記のことが危惧されます。

- ①財政支出が削減され、保育園などの利用料が値上げされることに。
- ②財政難を理由に、老朽化した病院、保育園の建て替えが困難に。
- ③財政難を理由とした障害者福祉サービスの水準の切り下げに。
- ④社会保障や義務教育費を削った分で、ダムや道路建設に。

一括交付金化は、地方自治体の財源の使途の自由度を高めることになる。だがその半面、財政難の中では、現行の補助金・負担金の大部分を社会保障や文教・科学振興が占めているだけに、社会保障や義務教育の予算が削られる可能性があり、ナショナルミニマムの崩壊につながりかねない。さらに、地域間格差の拡大がすむことも危惧される。

採択事例① 沖縄県恩納村 (1/3)

政府はワンストップサービスなど様々な施策を打ち出している。しかし、国の責任でナショナルミニマムを確保するために存在している労働行政などの全国の出先機関では、マンパワーが不足し、国民の期待に十分に応えられない状況となっています。

また、度重なる定員削減・縮減により、長時間過密労働を強いられるサービス業も蔓延している中、メンタル疾患に悩む職員の増加など、職場はもはや限界に達しています。

今、政府に求められるものは、国民が安全で安心して暮らせる社会を実現するために、雇用の確保や社会保障の拡大によるセーフティネットの整備などナショナルミニマムを保障することではないでしょうか。

これまで政府が進めてきた公務・公共サービスの民間開放による矛盾も広がっています。市場化テストの本格実施による低価格競争のしわ寄せは、受託事業者に地域で雇用されている労働者の賃金、労働条件の切り下げる傾向がされ、行政サービスの低下につながっています。

また、地方分権（地域主権）・道州制の議題では、国民の生活や権利を保障する行政の実施責任を検証することもなく、地方分権・道州制によって、公共投資を効率化させ、公務員の総人件費を削減させる上で、国と地方の財政削減が可能となるかの議論が先行しています。法律の最低の面積標準などの義務付けにおいても、待機児童確保ための基準を緩和を地方自治体の条例に委任するなど、実権の「構造改革（規制緩和）」を推し進めるものです。

地方自治体に国の責任を押しつけ、国の出先機関の統合・廃止や公務員削減で行政サービスを切り捨てる地方分権（地域主権）、道州制では、地域はますます複雑し、貧困と格差がいっそう拡大するばかりです。

なにより主導者国民・住民に対し、道州制へ向けた「地方分権（地域主権）改革」における将来の行政サービスの形、財政力の弱い地域への財源確保の保障、国の責任の所在など明らかにされないまま、地方分権（地域主権）が進められれば、国民・住民への行政サービスの責任を果たすことができなくなり、将末に禍根を残すことにつながると考えています。

以下に沖縄県における国の出先機関の実態を紹介します。

①気象庁では、全国で昨年10月1日に、二宅島等の10測候所が廃止（無人化）されました。これまでで78か所が廃止され、残る8か所も来年度までに全焼する 것입니다。同時に気象官職員は、18午で6,307人から5,699人となり600人以上の職員が削減されました。今後地域毎の気象情報の提供サービスが増加する予定ですが、現在の観測体制では困難な状況です。

本来各地の測候所は地域の気象と自然環境を監視・観測する最前線であり、自然災害から地域住民の生命と財産を守り、農業・漁業・交通・観光・産業などの経済活動やくらしに必要な情報を提供するという重要な役割を持っています。

特に離島の測候所は、気象条件の厳しさや、産業や交通の気象に対する依存度の高さから完全失業率の悪化など厳しい雇用情勢のもと、再び年越し派遣村を出現させないとして、

くらし支える行政サービスの拡充を求める陳情

2010年 2月23日

恩納村 議会

議長 山城 良一 殿

住所 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1
那覇第2地方庁舎 1号館1階

団体名 国家公務員労働組合沖縄県協議会

議長 嘉数 剛

要請趣旨

世紀的な金融不安、経済の混沌と景気の後退により派遣切り等の雇用問題を始め、医療・年金・資本など様々な社会不安が拡大し労働者・国民の生活はかつて無く深刻な事態となっています。2年前の派遣料の教訓は、昨年の「公設派遣料」など行政効率の拡大につながったものの運用融通は継続しており行政機関へ戻り到しています。

いまこそ国民・住民の要求に応えるためにも、公務職場に必要な人員の確保と行政体制を拡充することが求められています。

しかし政府は、12月25日に、来年度機関・定員の審査結果を発表しました。その概要是、国家戦略局、内閣人事局、地域主権推進局や民間人材専用・再就職適正化センターなど内閣機能の強化を図る機関の設置とともに、5,569人の増員要件に対して定員合理化等による13,251人の減員で7,682人の純減と、削除所等の保安設備など治安、安全、安心の分野による重点増員を行いう一方、独立行政法人化に伴う5,680人の減員を除いても2,002人の純減を行います。これは前政権が7月1日に閣議決定した「2010年度以降の定員管理について、今年度未定員の10%以上を「合理化」する。」とした新たな定員合理化計画を踏襲したもののです。

定員の大幅な削減は、業務遂行体制にゆがみを生じさせ、国民への良質な行政サービスの提供は一層困難となり、利便性の後退、待ち時間の増大をはじめ国の責任放棄につながるものと考えます。

完全失業率の悪化など厳しい雇用情勢のもと、再び年越し派遣村を出現させないとして、

採択事例① 沖縄県恩納村（2/3）

私たちは、これまで政府が進めてきた地方に縛りを強いいる「定員削減」、「地方分権改革（地域主権）」ではなく、将来、国民や住民の皆さんとの「くらしを支える行政サービス」については、ナショナルミニマム達成のためにも国が必要な責任を負うべきと考えています。よって国の説明責任を果たし、将来の公共サービスについて国民・住民の理解を得て進めめる必要があると考え、現在の「定員削減」、「地方分権改革（地域主権）」の流れは一旦停止する必要があると考えます。

つきましては、以下の4項目について、国に対して要請していただくようお願い致します。

②法務省では、全国の法務局の出先の廃止を進めており、このことにより県内の法務局出張所が廃止されできました。現在県内では、那覇地方法務局のほか支局4出張所1となり県内の他の出張所は削減統合されており、個人や会社など重要な登記情報などを扱う法務局でも、民間業者への業務委託が拡大しています。

③内閣府の出先沖縄総合事務局では、約10年で1050人いた職員は880人まで削減されました、国の出先として復帰後の沖縄振興を担う国の役割を果たしていましたが、大幅な定員削減により専門性の差異など行政体制は脆弱となっています。

社会資本整備を担当する開発建設部では、地域におけるインフラ整備や地元企業の技術向上の役割を担っていました。最大460人いた職員が、80人削減で380人となり、年間予算総250億の出先事務所では、設計・施工から維持管理に係わる職員は、僅か58名で多くの非常勤職員、業務委託や、日々の超過勤務で業務を進めている状況です。この体制では国民・住民に安全・安心の社会資本整備として責任が保てているのか不安があります。

また、地域振興としての公共工事の地元優先発注の強い要望に対しても、全国同規模事務所と比較し1/2以下の職員では、これ以上の分離分割は業務量の大幅増大につながり現在の人員体制では要望に応することすらできない状況です。

④労働行政では、10年間で1,600人（23,616人→21,939人）を超える定員削減があり地方分権第2次勅告ではハローワークの1万1千人削減が盛り込まれています。年末からの雇用問題が深刻化する経済危機対策として304人（うち県内8人）が増員をされました。しかしハローワーク窓口は依然として長時間の待たされる状況は続いており労働行政体制の拡充強化が必要と考えています。労働基準監督署では、雇用・賃金不払いなどの労使相談が増加していますが、行政指導や相談対応の監督官も削減され、すべての相談に対応できる体制が整わず立ち入り調査など現地の指導などにも大変厳しい状況です。

以上沖縄県内における国の出先だけでも行政サービスの低下は明らかであり、全国的に必要な行政サービスへの拡充が求められています。

この要請は、ともすれば労働組合の身分保持と受け取られるかもしませんが、決して私たちの身分保持のためのものではありません。私たち公務員も労働者であり居住地域の一員です。地域では公務サービスを受ける側でもあり、このまま公務サービスが破壊され国民平等の権利すら否かしかねない流れが進行している状態を黙つて見過ごすわけにはいきません。

要請項目

1. 沖縄など地方に縛りを強いいる「地方分権改革（地域主権）」は行わないこと
2. 沖縄など地方の行政サービスの低下を招く国の地方出先機関の統括合を行わないこと
3. 公務員を一律に削減する定員削減計画などを行わないこと
4. 沖縄の地域振興や県内企業の発展と、住民に対する行政サービス確保に必要な権限と財源を確保すること。

以上
以

採択事例① 沖縄県恩納村（3/3）

くらし支える行政サービスの拡充を求める意見書

世界的な金融不安、経済の混乱と景気の後退により派遣切り等の雇用問題を始め、医療・年金・貧困など様々な社会不安が増大し労働者・国民の生活はかつて無く深刻な事態となっています。

いまこそ国民・住民の安全と安心を確保する、国・地方行政の役割は一層重要な立場となり、国民・住民の要求に応えるためにも、公務職に必要な人材の確保と行政体制を拡充することが求められています。

これまで政府が進めてきた地方に属性を強いる「定員削減」、「地方分権改革（地域主権）」ではなく、将来、国民や住民の皆さんのがくらし支える行政サービス」については、ナショナルミニマム達成のためにも国が必要な責任を負うべきであります。よって国が説明責任を果たし将来の公共サービスについて国民・住民の理解を得て進める必要があると考え、現在の「定員削減」、「地方分権改革（地域主権）」の流れは一旦停止する必要があります。

つきましては、以下の事項について要請します。

記

- 沖縄など地方に属性を強いる「地方分権改革（地域主権）」は行わないこと
- 沖縄など地方の行政サービスの低下を招く國の地方出先機関の統廃合を行わないこと
- 公務員を一律に削減する定員削減計画などを行わないこと
- 沖縄の地域振興や県内企業の発展と、住民に対する行政サービス確保に必要な权限と財源を確保すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年3月18日

沖縄県恩納村議会
（恩納村議会）
（議長）
（副議長）
（議員）

あて先
衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 行政刷新担当大臣

宮崎市大和町134-2

(印: 0985-28-5091)
宮崎県国家公務員労働組合共闘会議

議長 工藤哲三

くらし支える行政サービスの拡充を求める陳情書

地域住民の生命とくらしをまもるためにご審議の貴職に敬意を表します。
 表記の件について、下記の事項を政府および関係省庁に「意見書」として提出下さるよう陳情します。

【陳情趣旨】

政府は「構造改革」によって国民の暮らしや安心・安全に必要な国の責任と施策を縮小してきました。そのもとで、貧困と格差の拡大をはじめ、医療や年金、雇用問題など様々な社会不安が増大しています。国民の安心と安全を確保するために、今までに、国・地方行政の役割が重要な役割となっています。国民・住民の要求に応えるためにも、行政体制を整備することを求められたり、公務員の果たすべき役割は拡大しています。こうした中、一律的な定員削減を行うべきではありません。

国民・住民の安全と安心を確保し、セーフティネットを再構築するため、公務職場に必要な人員を確保することが必要です。現在、国が進めている「地方分権改革」は、地方支分部局を整理統合することで、単に公務員を減らし、地方自治体に国の責任を押しつけ、国が直接責任を持つて行なうことを放棄するものであり、憲法違反の恐れや何よりも国民・住民へ行政サービスの責任が果せません。

また、公共サービスの民間委託の拡大が、低コスト競争を生み、賃金低下と不安定雇用による「官製ワーキングプア」を増大させ、行政サービス水準の低下を招いています。さらに、独立行政法人や国立大学法人における連年にわたる運営費交付金の削減により、国民の安心・安全を守り社会基盤を支える法人の業務遂行に支障をきたしています。

つきましては、以下の6項目について、国に対して要請していくようお願い致します。

【陳情項目】

1. 地方に懇意性を強いる「地方分権改革」は行わないこと
2. 行政サービスの低下を招く地方出先機関を統廃合しないこと
3. 公務員を一律に削減する定員削減計画などを行わないこと
4. 公共サービスを担う労働者の劣悪な労働条件を改善し、官製ワーキングプアをなくすこと
5. 医療、福祉、教育、雇用・労働者保護、登記、気象などくらしを支える公務・公共サービスを充実すること
6. 独立行政法人、国立大学法人の運営費交付金について、一律的・一方的な削減をやめ、法人の運営に支障がないよう必要な予算措置をること

以上

くらし支える行政サービス・人員の拡充を！

2010年2月

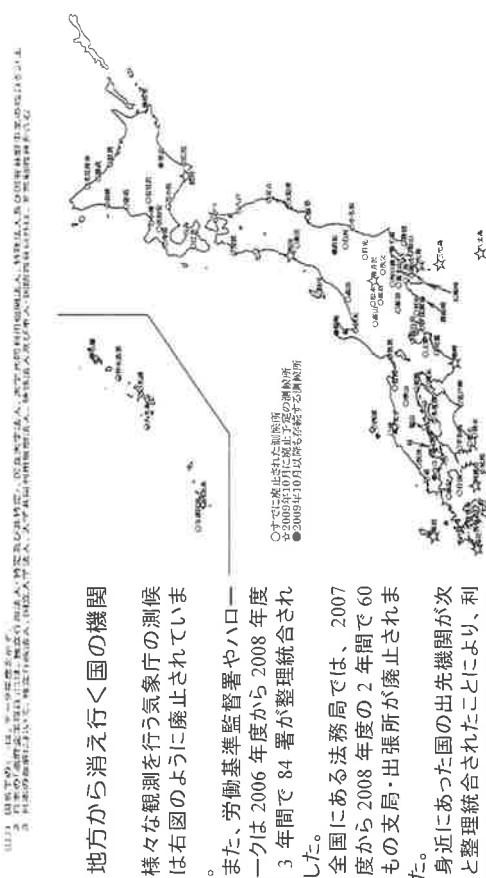
～先進諸国よりも圧倒的に少ない公務員～政府の統計でも歎然！～

日本の公務員数は、歐米先進諸国よりもはあるかに少ない数となっています。
 政府は「公務員は多いので減らすべき」として、定員削減計画を策定していますが、先進諸国と比較して、少ない公務員を減らすべきではありません。

公務員が減らされることで、国民は満足な行政サービスが受けられなくなります。

人口千人当たりの公的部門における職員数の国際比較（未定稿）

	(年間人)
フランス (2006)	39.1
アメリカ (2007)	4.0 12.6
イギリス (2007)	7.3
ドーベン (2007)	10.1
日本 (2005)	2.6 4.6
39.2	64.8
30.2	36.7
38.7	31.6
31.6	54.6人
32.0人	4.5
2.1	73.8人
1.6	83.3人



○すでに廃止された測候所

●2009年10月以降に存続する測候所



地方から消え行く国の機関

様々な観測を行う気象庁の測候所は右図のように廃止されています。

また、労働基準監督署やハローワークは2006年度から2008年度の3年間で84署が整理統合されました。

全国にある法務局では、2007年度から2008年度の2年間で60府もの支局・出張所が廃止されました。

身近にあつた国の出先機関が次々と整理統合されたことにより、利用者は大変な不便を強いられています。

また、道路や河川の管理を行なう地方整備局の出先機関も20力所も廃止されたことにより、安全確認をもう一度行なうために時間と労力が多くかかるっています。(詳細は、別紙パンフレット)

【連絡先】

宮崎県国家公務員労働組合共闘会議

〒 880-0878 宮崎市大和町134-2

くらし支える行政サービスの拡充を求める意見書

「構造改革」によって貧困と格差が拡大し、医療や年金、雇用問題など様々な社会不安が増大しています。今までに、国民の安全と安心を確保するために国・地方行政の役割が重要となっています。しかし、「小さな政府」にむけた公務員削減によって、国民の願いに応える行政体制は縮小の一途をたどっており、くらしに必要な行政サービスも国民に届かなくなっています。国民のいのちをはじめとする安全と安心を確保し、行政サービスを再構築するため、行政体制の確立・拡充が必要です。

現在、国が進めている「地方分権改革」により、国の出先機関の廃止・地方移譲が進めば、地方における行政サービスが大幅に低下し、国民生活に支障を来すばかりか、地域間格差をいっそう拡大されることが懸念されます。行政の効率化によって、国民の利便性や権利保障の後退を招く恐れがあり、地域住民や地方自治に懸念されています。また、公共サービスの民間委託の拡大が、低コスト競争を生み、「賃金低下と不安定雇用による「官製ワーキングプア」を増大させ、行政サービス水準の低下を招いています。

さらに、国民の安心・安全を守り社会基盤を支えている独立行政法人や国立大学法人においても、連年内にわたる運営費交付金の削減により、法人の業務遂行に支障をきたしています。国民生活の最低限の行政サービス水準に対する国及び独立行政法人の責任を果たすため、行政サービス等の拡充に向け、以下の事項の実現を強く求めます。

採択事例② 宮崎県兒湯郡都農町(2/2)

1. 地方に懸念を強いる「地方分権改革」は行わないこと
2. 行政サービスの低下を招くの地方出先機関を統合しないこと
3. 公務員を一律に削減する定員削減計画などを行わないこと
4. 公共サービスを担う労働者の劣悪な労働条件を改善し、官製ワーキングプアをなくすこと
5. 医療、福祉、教育、雇用・労働者保護、登記、気象などくらしを支える公務・公共サービスを充実すること
6. 独立行政法人、国立大学法人の運営費交付金について、一律的・一方的な削減をやめ、法人の運営に支障が生じないよう必要な予算措置を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日

宮崎県兒湯郡高鍋町議会

内閣総理大臣 島山 由起夫 殿
総務大臣 原口 一博 殿
法務大臣 千葉 景子 殿
財務大臣 菅 直人 殿
厚生労働大臣 長妻 昭 誠司 殿
国土交通大臣 前原 由人 殿
内閣府特命担当大臣 仙谷 殿